

令和4年度第4回八戸市環境審議会
令和5年1月27日（金）14時00分～
八戸市東部終末処理場3階会議室

【会長】

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
それではこれから案件1の「第3次八戸市基本計画の策定について」審議を始めます。
まず、前回会議の後に6名の委員から質問や意見が寄せられていますので、事務局から各委員への回答をお願いいたします。最初に委員の質問への回答をお願いします。

【事務局】資料1-1①について説明

【会長】

ただいまの回答に対しまして、何かご意見などはございますか。

【委員】

ご回答ありがとうございました。このような環境マネジメントシステムを導入している会社は、環境に対して意識高く取り組んでいる事業所かと思えます。マネジメントシステムの認知度が広がっていったほうが良いのかと思い、質問させていただきました。様々諸事情あるかと思えますが、再整理した指標を見せていただきたいと思います。ご対応よろしくをお願いいたします。

【会長】

パブリックコメントが予定されていますが、指標の再整理はその前に整理するのか、その後に整理するのか、どちらになりますか。

【事務局】

パブリックコメントの前に整理して、皆さまにご賛同いただいた上でパブリックコメントに進むことになります。

【会長】

承知いたしました。ありがとうございます。

それでは続きまして、委員からの質問に対して事務局より回答をお願いいたします。

【事務局】資料1-1②③について説明

【会長】

ただいまの回答に対しまして、委員いかがですか。

【委員】

私の意見を取り入れていただいて、農薬や化学肥料の削減と表現していただきました。
また、私はセイタカアワダチソウバスターズと付けたのですが、概要版を含めた形で具体的な表現について工夫していきたいと言っていたので、よろしいかと思いました。ありがとうございます。

【会長】

セイタカアワダチソウバスターズとは、どういうものなんですか。

【委員】

バスターズなので、駆除する活動です。

【会長】

そういう名前がついている活動があるのですね。初めて聞きました。

【委員】

南の地域で繁殖しています。アレルギーもある。セイダカアワダチソウがススキよりも高くなって、ススキが駆逐されている。外来生物の管理は、別の駆除する対象植物があるので、そちらの駆除が優先されています。

【委員】

セイダカアワダチソウは、この辺りでも繁殖しています。昔の固有種がどんどん減っています。

【会長】

外来生物が繁殖して固有種が駆逐されて、優先種になっているのですね。勉強になりました。この分野はあとで勉強したいと思います。

続きまして、私からの質問に対しての回答をお願いします。

【事務局】 資料 1-1 ④から⑩について説明

【会長】

いろいろと修正と反映をしていただきましてありがとうございます。

6 ページの⑨番の 3R+Renewable へ看板を転換してはいかがでしょうかとこのころです。国と県で 3R のみ掲載しているから、まだ市としては 3R のままの記述にしておきますとの回答でしたが、私は横並びでなくてもいいと思います。この分野では、出る杭は打たれる訳ではないと思います。3R、今だと 4R+ Renewable というものもありますので、是非積極的に八戸市から取り組んで、青森県を変えるのだという意気込みでやっていってもいいのではないかと思います。これからの世の中は、全部挑戦ですから。

あとは、7 ページの⑩番の廃棄物の適正処理ですが、こちらも反映いただきましてありがとうございます。質問ですが、八戸市内の産廃処理業者の電子マニフェストの普及率ってどのくらいなのでしょう。把握されていますか。

【事務局】

今、手元に普及率の数字は無いのですが、把握はできています。

【会長】

あまり普及していないようですが。

【事務局】

普及率は高くないです。

【会長】

思いつきの発言ですが、あまり普及していないのなら、普及を促進する。そういうことも適正処理に繋がっていくので、盛り込んでもいいかもしれないなと思いました。

【委員】

国で電子化の目標値を出していたような気がします。県もありませんでしたか。

【事務局】

はい。

【会長】

その点は、私も調べてみます。ちなみに事業系一廃には、電子マニフェストはありませんか。

【事務局】

はい。産廃だけです。

【会長】

わかりました。ありがとうございました。

続きまして、委員の質問に対して回答をお願いいたします。

【事務局】 資料 1-1 ⑰～⑳について説明

【会長】

委員、ただいまのご回答に対していかがでしょうか。

【委員】

色々直していただいてありがとうございます。アンケートについては、実施していただけることになりましたら、協力したいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

【会長】

ありがとうございます。続きまして、委員の質疑に対する回答をお願いいたします。

【事務局】 資料 1-1 ㉑～㉓について説明

【会長】

ご回答ありがとうございます。委員へは、後ほど資料を送付して確認していただければと思います。よろしく申し上げます。

次は委員からの質疑に対して回答をお願いいたします。

【事務局】 資料 1-1 ㉔～㉖について説明

【会長】

回答ありがとうございます。それでは、これまでのところで、他の委員の皆さんから質問等ありましたら、この場で挙手していただけないでしょうか。

全体的なことでも、感想でも構いません。何かご質問、ご意見があればお願いします。

【委員】

はい。

【会長】

お願いいたします。

【委員】

委員の質問への回答で、「概要版の作成を含め」とありました。今まで概要版を作成した記憶がないのですが、やはり市民に周知するには概要版が必要だと思います。

市民が、基本計画から市は何を重点事項にするのかを読み取ることは辛いと思います。我々も概要版で説明した方が、重点事項がわかりやすくなり良いです。概要版を作成してもらえるととても助かります。

ただし、概要版で市民の行動について書くことで、基本計画の書き方が変わるかもしれない。概要版には余分なものは書けないでしょうから、概要版のことも考えて進めると本文の構成も変わってくるのではないのでしょうか。その辺も含めて検討してもらえると助かります。

【会長】

そうですね、とても大切なことだと思います。ご意見という形でよろしいですか。他に何かこの件に関して、ご質問・ご意見の方がありましたらお願いします。

では私から。委員の質問とも関連するのですが、どのように市民の皆さんに対してお伝えしていくか。市民に対しての環境基本計画。やはり一つは、概要版等があると思います。昨年度「一般廃棄物処理基本計画」を策定する時も、概要版の検討について話をしていました。

廃棄物もそうですし、今度の地球温暖化対策の件もそうなのですが、やはり概要版が必要になってくると思います。それらを合わせた1つの薄い冊子ができるのではないかと思うので、そういうものをつくって見たらどうでしょうか。その中で、例えば「ゴミの分別」の仕方とか、地球にやさしい生活の仕方や脱温暖化に資するような行動スタイル、生活スタイルを提案する。そういうものを含めた読み物になってしまうかもしれませんが、検討していただければと思います。すぐ予算化することは難しいと思いますので、まずこういった概要版の作成が可能かどうか、内部で検討いただければと思います。

あとは環境部の所管ではないと思いますが、八戸市のホームページの中で、廃棄物に関すること等のトップページが見えにくい。今はやはりコロナの情報で埋もれてしまうのですが、それをどうやって市民の皆さんに見ていただくか。おそらくホームページの構成を変えることが1つかと思いますが、担当の部署にも相談をしていただきたいと思います。

また、以前ニュースで見たのですが、ホームページにAI機能を搭載する。単語を打ち込むと、自動的に回答が返ってくるという機能があるのですね。これから新しいホームページをつくる、構築する場合は、そういう機能が使えると市民の皆さんも分かりやすいし、職員の皆さんの業務軽減に繋がるのではないかと思います。

他に皆さんから何かありますか。なければ次の資料2に行きたいと思います。資料2は、前回の審議会の中でいただいたご意見に対する回答になります。

まずは、委員の質問に関する回答をお願いします。

【事務局】資料1-2①、②について説明

【会長】

ありがとうございます。ただいまの回答に対しまして、委員いかがでしょうか。

【委員】

はい、検討さえいただければかまいません。

【会長】

ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、委員からの質問に対しまして、ご回答をお願いいたします。

【事務局】資料1-2③について説明

【会長】

ありがとうございました。ここまでのところで、他の委員の皆さんからご質問やご意見等ありませんか。計画全体に関してでもかまいません。特にないようですね。

委員のご意見もとても重要で、連合町内会のお仕事に携わっていても、環境基本計画の取組に関して知らなかった。やはり、この審議会の中だけで満足してはいけなくて、市民に知らせることが何よりも大切だと思います。

そうしなければ、市民の皆さんも自分自身の行動を変えるきっかけが無いのではないのでしょうか。それは地球温暖化関係だけではなくて、ごみの減量や色々なものに繋がっていくと思います。どうやって市民の皆さんに情報発信していけばいいのか、効果的な手法について検討いただければと思います。

先ほど言ったように、概要版を作って配布する。ホームページでの公開。あとはSNSなどをどのように使うか。若者であれば、もう新聞を読みませんよね。ネットニュースやユーチューブ、色々なSNSを使います。そこにも八戸市の環境部門のアカウントをつくる。確か前にご紹介いただいたものと思いますが、やはり情報の中に埋もれてしまう。例えば、インフルエンサーといったインターネットの世界で有名な方の力添えをいただきながら、効果的に宣伝をする。そういった様々な手法について、ご検討いただければ幸いです。

続きまして、その他の修正点について事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料1-3について説明

【会長】

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対して、皆さんからご意見やご質問などありましたら、お願いいたします。特にないでしょうか。

それでは全体振り返って、皆さんからご質問ご意見等あればお願いいたします。すぐには出ないかもしれませんが、修正版の素案が資料1-4という形でありますので、こちらを後ほど見ていただいて、再度追加の質問がありましたら事務局に連絡いただければ幸いです。

今回は、地球温暖化対策実行計画の審議が次回に持ち越されたわけですが、以前に委員からご意見があった、「新うみねこプラン」という名称を変えませんかということについて、事務局の考えはありますか。

やはり、こういう親しみのある名称があったほうがいいわけですね。うみねこに限らず、どういう名称が良いのかわかりませんが。

【事務局】

その点につきましては、しっかり対応して参りたいと考えておりまして、今のところ堅苦しい名称を想定しています。

【会長】

ご検討いただければと思います。ちなみに、この名称の経緯がわかる方はいらっしゃいますか。10年以上遡った話になると思いますが、「新うみねこプラン」というのは、審議会の委員から提案された名称なのではないでしょうか。

【事務局】

詳細は確かではありませんが、区域政策編の前に、市の内部の取組に関する計画、いわゆる事務事業編がありまして、内部でのごみの減量や電気代の節約等に取り組んでいこうというプランを「うみねこプラン」とうたっていた経緯があります。その後、区域施策編を策定しようという時に、それを引用して「新うみねこプラン」としたものと考えられます。

【会長】

そういう経緯があったのですね。わかりました。では、事務事業編の「うみねこプラン」という名前はまだ生きている訳ですね。そうすると、区域施策編のほうだけ名称を変更するとおかしなことになりませんか。一緒に変えたほうがいいのでしょうか。

【事務局】

事務事業編も名称を変えとなると、市の内部での検討も必要になりますので、同時に変更することは難しいかもしれません。

【会長】

区域施策編は、3月までに決めて4月から適応するものですね。

【事務局】

そのようなスケジュールで考えておりましたが、現段階で素案をお示しできておりませんので、厳しい状況ではありますが、最大限の努力はしていきたいと考えております。

【会長】

これに関して、現行の区域施策編をホームページで見ましたが、計画期間が既に過ぎているのですよね。計画期間が2014年までになっていたかと思いますが、その後はどうなっているのですか。

【事務局】

これまでの審議会の資料でご説明させていただいたとおり、3回ほど計画期間を延長しております。東日本の震災の後、様々社会情勢も変わってしまったこと等を考慮して、延長を繰り返しておりました。

【会長】

確かに更新ファイルにR3年と書いてありましたので、更新しているのだろうなどはわかりましたが、本文を見ると2014年までの計画期間になっていました。修正が反映されていないのかもしれないですね。

計画の策定については、特に年度末までに決めるということにこだわらなくても、例えば来年度の審議会で審議を継続してもかまわないということなのでしょう。

【事務局】

先ほど基本計画の件でもお話をさせていただいたのですが、委員の皆さんにご賛同いただくということが大事なことですので、それに向けて最善を尽くしていきたいと思っております。

【会長】

わかりました。この環境省のマニュアルを見ると、170ページとか300ページの分量があります。これを職員が理解して計画を作成するのは、専門職じゃないと無理な次元なのではないのかと思いました。ただ、環境省は、その計画を作成するよう自治体に求めているので、非常に大変かと思っております。もし我々に力になれるところがありましたら、気軽に連絡いただければと思います。

再生エネルギーの促進地域は、設定しないとイケないものなのでしょうか。任意ですか。

【事務局】

促進地域に関しては任意です。

県の区域施策編の素案を見ますと、県が設定することができる環境基準等が定まっていないようでしたので、今のところは状況を見ているところです。

【会長】

促進地域については、市ではなく県が設定することになるのですか。

【事務局】

促進区域の設定については、市町村で決定することになっていますが、現段階においては各県が示すことができる環境基準をもとに設定を検討することを想定しております。現在のところ、青森県の環境基準は示されていませんので、市としても促進区域の設定について検討には至っていないという状況です。

【会長】

わかりました。区域施策編は、年度末の審議会になりますが、無理なさらないように策定作業を進めてもらえればと思います。

繰り返しますが、これまでのところで皆さんからご質問等ありますでしょうか。なければ、今日の審議会はこれで終わります。進行を事務局にお返しします。